

徳島県告示第三百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和六年七月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 土地改良区の名称  
那賀川土地改良区

二 退任役員

| 役員名 | 氏名   | 住 所            |
|-----|------|----------------|
| 理事  | 岡野嘉夫 | 小松島市坂野町字経塚二五十三 |